

別記

第74回はたらく消防の写生会実施要領

1 目的

小・中学生のみなさんに、消防隊員や消防車両等の写生画、火災予防や地震対策等に関するポスター、あるいは未来の消防車両や消防活動をイメージした図画を作成していただくことにより、消防の仕事への関心を高め、防火防災意識の育成・向上を図るものです。

また、併せてこれらの作品の展示や表彰式を通して、広く防火防災思想の普及を図ります。

2 主催

東京消防庁

3 共催

公益財団法人東京連合防火協会

4 後援（予定）

東京都教育委員会

東京都図画工作研究会

東京都中学校美術教育研究会

東京私立初等学校協会

一般財団法人東京私立中学高等学校協会

5 対象

東京消防庁の管轄区域内の小学校、中学校（特別支援学級を含む。）及び特別支援学校等（小学部・中学部）の児童・生徒

なお、国公立、私立を問わず、外国人学校も含まれます。

6 実施予定期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月16日（金）まで

なお、実施予定期間外で実施を希望する場合は、別途ご相談ください。

7 実施要領

「写生画」、「ポスター」、「未来の消防イメージ図画」の各部門について、それぞれ次の要領で実施します。

(1) 写生画の部

写生会場に出向いた消防車両、消防隊員の活動、各種訓練の様子等を写生してください。

実施日時等につきましては、後日消防署から文書を送付し、参加学校の希望日をもとに調整してご連絡します。

なお、東京消防庁ホームページに作成されるはたらく消防の写生会コーナーに掲出される消防車両の画像を写生していただくことも可能です。

(2) ポスターの部

次の項目についての考えや意見等をポスターに簡潔に表現してください。

ア 救急車を必要とする人が、必要な時に利用できるよう、救急車の適時・適切な利用に関すること

イ 「#7119」救急相談センター・東京版救急受診ガイドの周知・利用促進に関するこ
と

ウ 応急手当の普及・啓発に関すること

エ 地域を守る消防団活動の広報又は消防団員の募集広報

オ 家具転対策（家具の転倒・落下・移動防止対策）など、地震対策に関すること

カ 火災予防に関すること

キ 夏の事故防止（水の事故、花火に伴う事故）に関すること

(3) 未来の消防イメージ図画の部

未来の消防車両や消防活動等を自由な発想でイメージして図画にしてください。

8 作品の形態

(1) 作品は個人単位で作成してください（グループで作成した作品は対象外とさせていただきます。）。

(2) 使用する画材は自由です。（タブレット等を用いたデジタルデータでの作画も可能です。）

9 作品の選出要領

(1) 選出方法

ア 参加学校の部門ごとに所定の計算式により算出した数の作品を選出してください。

なお、特別支援学級は学級を一つの学校単位として扱い、同一学校に特別支援学級が複数ある場合は、複数をまとめて同一の学校単位として扱ってください。

イ 受賞対象作品数及び優秀賞作品候補数の算出した数が1未満となった場合は、小数点以下を切り上げとし、1以上となった場合は、小数点第一位を四捨五入します。

ウ 提出は一人1作品とし、複数部門にご参加いただいた場合でも、受賞対象作品とするのは一人1作品としてください。

(2) 選出作品数の計算

ア 受賞対象作品数の計算式

部門別ごとの作品数×0.07

イ 優秀賞作品候補数の計算式

部門別ごとの作品数×0.02

なお、優秀賞作品は受賞対象作品の内から選出してください。

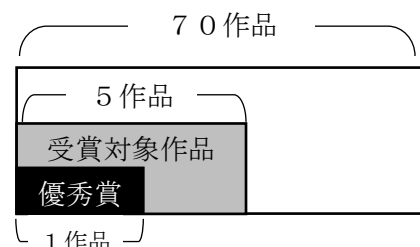
ウ 計算式の例（作品数70点の場合）

(ア) 受賞対象作品数

$70 \times 0.07 = 4.9 \dots 5$ 作品

(イ) 優秀賞作品候補数

$70 \times 0.02 = 1.4 \dots 1$ 作品



(3) 選出作品の報告

ア 後日参加学校へ送付する受賞作品名簿に「部門別」や「氏名（ふりがな）」、「優秀賞該否」等を入力し、光が丘消防署（メールアドレス：hikarigaoka3@tfd.metro.tokyo.jp）へ令和7年5月30日（金）までに電子メールで送付してください。

なお、手書きでの名簿回答において受賞者氏名等の誤記載により事業に支障を来す事案が散見されることから、FAXや紙での回答は受理できませんのでご了承ください。

イ 作品の提出に係る参加校の負担軽減を図るため、後日消防職員が参加学校へ出向し、受賞作品を消防署のカメラで撮影させていただきますことから、作品原画を消防署へ提出いただく必要はありません。

10 その他

(1) 選出作品を制作した児童、生徒に対して表彰状を贈呈するとともに、8月に優秀賞受賞者を対象とした表彰式を光が丘消防署で開催予定です。

なお、はたらく消防の写生会事業にご参加いただいた全ての児童、生徒に対して記念品を贈呈予定です。

(2) 作品原画を消防署へ提出いただかないことから、消防署主催の選出作品展示会は実施しません。

(3) ポスターの部の項目については、一部変更されることがあります。

(4) 会場、当日の天候、授業カリキュラム等により、写生会の部が実施困難な場合は、ホームページを活用とした図画方法、ポスター及び未来の消防イメージ図画の部への変更もご検討ください。

(5) 応募された作品は、東京消防庁の広報活動で活用することがありますのでご了承ください。

(6) 応募に伴い収集した個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に取り扱います。

(7) 消防車両は、常に災害対応に備えた体制で学校等へ出向きますので、万一、災害が発生した場合、若しくは特別な警戒体制が必要となった場合は、写生会を中止することがありますので、ご了承ください。